

■解約日について

- ・解約の申込をされた日から予告期間を経過するまでは賃料が発生いたします。（月の途中で解約を申込まれた場合は、日割り計算をいたします。）

- ・解約月の賃料等は、通常通り満額お支払いいただき、敷金精算手続きと合わせて返戻いたします。

（例） 解約申込日が**5/15**の場合、予告期間が**1ヶ月前**であれば解約は最短で**6/14**となります。**6/15**以降の日割り賃料を返戻いたします。なお、家賃保証会社をご利用の場合は、当社にて家賃引落停止手続きを行います。

- ・解約日によっては短期解約違約金が生じる場合がございます。

（契約書をご確認ください）